

## 一時預かり事業（幼稚園型）の見直しについて（案）

### ○背景及び経過

一時預かり事業（幼稚園型）補助金においては、特別な支援を要する園児として北海道の認定を受けた園児等に対しては、加算を実施していますが、北海道の認定を受けていない特別な配慮が必要な園児や一定の配慮が必要な園児（グレーゾーンの園児）が各園で一定数在園しており、実態に合わせた職員の配置により、園の負担が大きくなっていました。

そのため、保育所利用児童と同様に、幼稚園・認定こども園（1号）の園児を要支援児として認定を行い、当該園児の一時預かり事業（幼稚園型）利用に際して、手厚い保育の実現や、療育機関等での早期支援、就学時の緊密な連携によるつなぎ、職員の負担軽減等を図るため、一時預かり事業（幼稚園型）の見直しを検討しております。

### ○要支援児認定等について

幼稚園及び認定こども園（1号）の年長児を対象（次年度は年長及び年中に拡大する予定）

要支援児の認定方法等は2号認定児に準じる。

### ○加算額について（年額）

人数に応じ 58,500円の加算を行う。（58,500円/人）

・積算根拠

特別支援児加算	1～3人	351,000円
	4人以降 1人あたり	117,000円

のため、概ね特別支援児の半分の負担を見込み、補助額も特別支援加算の半額程度とした

（117,000円 ÷ 2 = 58,500円）

※要支援児加算は一時預かり事業（幼稚園型）補助金の加算額という取扱いのため、一時預かり事業（幼稚園型）補助金の交付を受けない園は要支援児の認定を受けた園児がいる場合でも、加算額のみ交付は行わない。